

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所 横浜市西区高島1丁目2番8号

事業者名 京浜急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 川俣 幸宏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄 道駅	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
エレベーター 未設置駅	神奈川新町駅は、駅舎改修計画と併せてエレベーター設置計画を進める。（2028年度末までに整備予定）	計画に基づき工事を推進した。 （2026年度中に供用開始予定）
大規模な改良 を実施する駅	品川駅、北品川駅は、バリアフリー法に準拠した施設計画により整備を進める。 （品川駅、北品川駅：2029年度末までに整備予定）	連立事業完了に向けて、工事を推進した。
ホームドア整 備駅	新馬場駅、鮫洲駅、立会川駅、大森海岸駅、大森町駅、京急蒲田駅（2・5番線）、雑色駅、六郷土手駅、八丁畷駅、弘明寺駅、屏風浦駅、杉田駅、横須賀中央駅、県立大学駅、糀谷駅、大鳥居駅、穴守稲荷駅、天空橋駅、京急川崎駅（3番線）港町駅、鈴木町駅、川崎大師駅、東門前駅、大師橋駅、小島新田駅、京急久里浜駅（2025～2028年度設置予定）	大森町駅、六郷土手駅、大師橋駅、小島新田駅の4駅についてホームドアを整備した。
ホームと車両 との段差・隙 間を改修する 駅	平和島駅、大森町駅、梅屋敷駅、京急蒲田駅、六郷土手駅、京急川崎駅、京急鶴見駅、横浜駅、上大岡駅、金沢文庫駅、金沢八景駅、汐入駅、羽田空港第3ターミナル駅、羽田空港第1・第2ターミナル駅の一部ホームと車両との段差・隙間を改修する。（2025年度改修予定）	平和島駅、梅屋敷駅、京急蒲田駅、京急川崎駅、京急鶴見駅、横浜駅、上大岡駅、金沢文庫駅、金沢八景駅、汐入駅、羽田空港第3ターミナル駅、羽田空港第1・第2ターミナル駅の12駅について、一部ホームと車両との段差・隙間を改修した。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
係員によるお客さまサポート	移動制約者のサポート教習を全駅係員が行っており、渡り板を使用し、乗降に必要なサポートを提供する。	計画通り実施済み。
	声かけ・サポート運動を継続し、係員から積極的に声かけすることで、誰でも利用しやすいサービスの提供を図る。	計画通り実施済み。
	「移動制約者ご案内業務連絡用アプリ」を導入し、車いすや白杖などをご利用のお客さまへの、よりスムーズなご案内につなげる。	計画通り実施済み。
運行情報等の提供	駅構内や車両に設置している運行情報提供設備やホームページ、SNSやアプリケーション等を活用し、迅速で正確な鉄道情報を提供する。	八丁畷駅・花月総持寺駅・南太田駅・京急田浦駅・京急大津駅・馬堀海岸駅・YRP野比駅・京急長沢駅・津久井浜駅の9駅に運行情報配信装置を新設した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
係員による旅客支援	鉄道をご利用になるお客さまが、安全かつ安心して駅等の施設をご利用いただけるよう、高齢者・障がい者等に対して、積極的な声かけ・サポートを実施する。	計画通り実施済み。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅での案内サイン	ホームドアの設置と合わせ、号車・ドア位置を明記した、乗車位置点字表示板を設置する。	計画通り実施済み。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー法に関する教育の実施	乗務員および駅係員に対して、公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン等の教育を実施する。	計画通り実施済み。
	施設の設計を行う職員に対して、バリアフリー整備ガイドライン等の教育を実施する。	計画通り実施済み。
障がい者の接遇に関する民間資格取得の実施	乗務員および駅係員は、サービス介助士取得研修および普通救命講習の受講を必修とする。	計画通り実施済み。
視覚・聴覚障がい者の対応研修の実施	視覚・聴覚障がい者の方を講師としてお招きし、ご案内する際の注意事項等に関する研修等を実施する。	計画通り実施済み。
接遇教習の実施	手話教習を全駅係員に実施する。	計画通り実施済み。
	移動制約者のサポート教習を全駅係員に実施する。	計画通り実施済み。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者に対する広報活動及び啓発活動	国土交通省が実施するバリアフリー施設等の適正利用推進に係る広報啓発キャンペーンに積極的に協力する。	計画通り実施済み。
	優先席の適正利用について、車内放送等による啓発活動を実施する。	計画通り実施済み。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- 各自治体や施設関係者が開催するバリアフリー関係の会議にバリアフリー担当部署が出席、関係者からのご要望等を施設や車両、接遇対応等の担当部署（以下、社内）に情報共有し、改善を図る。 - 京急ご案内センター等に寄せられたバリアフリーに関する意見を集約、社内に情報共有し、改善を図る。 - バリアフリーに関する事項は関係する部署が多いことから、鉄道本部鉄道統括部が社内のとりまとめ、対外的な調整を行う。 - ホームドア設置を計画的に推進するため、社内に部門横断の調整会議を設け、検討を進める。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて掲載

(4) その他

--

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和8年3月31日現在)

[illegible]

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 7 年度）

住 所 横浜市西区高島 1 丁目 2 番 8 号

事業者名 京浜急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 川俣 幸宏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターを設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機を設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機を設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。